

海洋不法投棄一斉取締り 海上保安庁



海上保安庁は平成17年も、6月5日から11日までの「海洋環境保全推進週間」に漂着ゴミ調査など海洋環境を守るためのイベントを実施するとともに、推進週間に続く6月12日から21日までの10日間に、「海上環境事犯一斉取締り」を実施することを決めました。

「海洋環境保全推進週間」には小中学生や一般市民の参加による漂着ゴミの調査や幼稚園生・小中学生に対する紙芝居を使った海洋環境保全教室を実施するほか、小中学生を対象とした「第6回未来に残そう青い海・図画コンクール」の作品募集を開始します。

一方、一斉取締りでは廃棄物・廃船の海洋への違法投棄手口が悪質、巧妙化してきていることから、巡視船艇・航空機によるパトロールを強化し、廃棄物・廃船の違法投棄事犯、臨海工場からの汚水違法排出、船舶からの油・有害液体物質の違法排出、排他的経済水域での外国船舶による油の違法排出などについての徹底取締りを行う予定です。

資料:2005年5月20日付 EIC ネット

受注管理箇所 小倉佐知子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

